

戸建住宅は耐震診断最大10万円・耐震改修工事最大40万円を補助！！

耐震診断・耐震改修等補助金交付制度

☎/開発建築課 ☎423-3854

いっどこで起こるか分からない地震に備えるには、今できることをすることが大切です。市では建物の倒壊等の被害から居住する方を守るため、耐震診断・改修等の費用の一部に補助金を交付しています。詳しくは、右のコードから市ホームページをご確認ください



補助対象 昭和56年5月31日以前に着工された建築物

■耐震診断補助

《補助要件》

原則として市内にある建築士事務所の建築士(有資格者)による診断
 ※市内耐震診断業者リスト(掲載希望者)を市ホームページに掲載していますので、ご覧いただくかお問い合わせください。

建築物の用途		補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震診断にかかった費用	50%以内で最大5万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		100%以内で最大10万円まで
共同住宅		50%以内で最大戸数×2万円かつ100万円まで
住宅以外		50%以内で最大5万円まで

■耐震改修工事・耐震シェルター等設置費補助

《共通》

・耐震診断の結果が耐震基準を満たしていないこと

《耐震改修工事の補助要件》

・原則として市内にある建設業者(建設業法規定の業者)による施工
 ・耐震改修工事により耐震基準へ適合すること

《耐震シェルター等設置の補助条件》

・公的機関により、安全性の評価を受けた耐震シェルター・耐震ベッド
 ・戸建住宅(併用含む)の1階に設置

建築物の用途等		補助金の額
戸建住宅(併用住宅含む)	耐震改修工事にかかった費用	20%以内で最大20万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		100%で最大40万円まで
共同住宅		20%以内で最大戸数×30万円、かつ1,000万円まで
住宅以外		10%以内で最大100万円まで
耐震シェルター等	購入費および設置にかかった費用	50%以内で最大40万円まで
※障害のある方または65歳以上の方が居住者に含まれる場合		90%以内で最大40万円まで

ブロック塀等撤去費補助金交付制度

☎/開発建築課 ☎423-3854

ブロック塀等の安全対策のため、危険なブロック塀等の撤去工事を行う方に補助金を交付しています。詳しくは右のコードから、市ホームページをご確認ください。



補助対象 市内の道路または公共施設の敷地に面するブロック塀等の所有者または管理者

■ブロック塀等撤去費補助金

《補助要件》

・道路面または公共施設の敷地面から高さ1m以上で倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去
 ※補助金の上限は40万円です。同一敷地内の工事につき1回限り。一部撤去工事は、別途ご相談ください。

補助金の額	①と②の金額を比較して少ない方の金額
①ブロック塀等の撤去工事に係る経費の80%	
②ブロック塀等の見付面積1㎡当たり1万円を乗じた額	

【共通事項】

①診断前・工事着工前に申請してください。 ②申請年度の1月末までに完了報告書を提出してください。